

宇都宮駅東口地区整備方針

平成30年1月

宇都宮市

目 次

第1章 宇都宮駅東口地区整備方針策定の主旨	1
1 策定の目的	1
2 宇都宮駅東口地区整備事業のこれまでの経緯と検討経過	2
3 上位計画の位置付け	4
第2章 本地区の現況	8
第3章 本地区のまちづくりの基本方針	9
1 地区整備の基本方針	9
2 導入機能の基本的な考え方	10
3 機能配置の考え方	11
第4章 公共施設整備の基本方針	12
1 公共施設の基本方針	12
2 施設整備の考え方	14
第5章 民間施設誘導の基本方針	15
1 民間施設の基本方針	15
2 施設誘導の考え方	16
第6章 地区の管理・運営の考え方	16
第7章 今後の事業者募集に向けて	17
1 事業手法の基本的な考え方	17
2 事業手法	17
3 事業者の選定等	18
4 市と民間事業者の業務分担	20
5 想定スケジュール	21

第1章 宇都宮駅東口地区整備方針策定の主旨

1 策定の目的

本市は、栃木県のほぼ中央に位置し、市内には、東北新幹線、東北自動車が南北に、北関東自動車道が東西に通っており、東京圏から東北・北海道方面に向かう国土の新たな発展軸と太平洋から関東内陸部や日本海に向かう首都圏における大環状連携軸が交差する北関東の中核拠点となっている。また、近年の高速交通体系の整備により、さらに交流圏が拡大し、北関東地域の一大拠点としての役割が期待されている。

特に、宇都宮駅東口地区は、広域かつ域内交通の要衝に位置し、本市が目指す都市の姿である「ネットワーク型コンパクトシティ」の中核となる「都市拠点」として「土地利用の適正化」と「拠点化の促進」を図り、都市文化の創造と発信としての拠点や高次な都市機能を備える商業・業務地としての形成が求められているところであり、本地区の整備は、本市が目指す都市空間を形成するためには欠かすことのできない重要な取組となっている。

このようなことから、本地区の整備においては、広域かつ多様な交流や賑わいの創出と、これによる都市の競争力や地域経済の活性化などに資する高次な都市機能の集積が必要であり、この実現に向け、民間の有する企画力・資金力などを最大限に活用したPPP（公民パートナーシップ）によるまちづくりを進めるため、宇都宮駅東口地区整備推進懇談会からの提言書やJR宇都宮駅周辺地区整備調査特別委員会からの報告書、対話型市場調査などのこれまでの検討結果を踏まえ、本地区のまちづくりの基本方針や導入機能などに関する本市の基本的な考え方を示した「宇都宮駅東口地区整備方針」を策定するものである。



2 宇都宮駅東口地区整備事業のこれまでの経緯と検討経過

平成元年より、宇都宮駅東口地区の市有地及び鉄道施設跡地等の大規模空地を有効に活用し、交通結節機能の強化や新たな高次都市機能の導入による新都市拠点の形成を目的に、有識者の提案、市民意識調査や企業ヒアリング調査等が行われてきた。

平成15年に、本市では、市民意識調査を実施するとともに、本市とともにまちづくりを実施する事業パートナーの選定を目的に、「宇都宮駅東口地区整備に関する提案競技」を実施し、最優先交渉者を決定した。

平成17年度には、これまでの検討や最優先交渉者による提案などを踏まえ、本地区のまちづくりにおける将来像を明らかにするとともに、この将来像を実現する基本方針として「宇都宮駅東口地区整備基本計画」を策定するとともに、土地区画整理事業による駅前広場などの基盤施設の整備に着手した。

平成20年度には、土地区画整理事業の換地処分を行い、基盤施設の整備を完了するとともに、立地施設の整備に向け、最優先交渉者との継続的な協議を実施した。

平成21年度には、社会経済環境の激変などにより、最優先交渉者から辞退届が提出されたことから、改めて、地区整備事業の早期開始に向け、有識者や地元経済会、公募市民等で構成する「宇都宮駅東口地区整備推進懇談会」を設置した（平成21年11月）。

平成23年度には、上記懇談会から、まちづくりの方向性である「広域交流」や「賑わいの創出」に資する望ましい機能、中核施設の在り方のほか、地区整備の実現に向けた配慮・検討事項などが示された提言書が提出された（平成24年3月）。

平成24年度には、「JR宇都宮駅周辺地区整備調査特別委員会」から、本地区整備の基本方針の策定に向けた検討事項などをまとめた報告書が提出された（平成25年3月）

平成25年度には、こうした提言書等に基づく地区整備の実現性について十分な検証を行うため、事業への参画意向のある民間事業者を対象に実現可能な事業プラン（導入機能・施設や事業化条件等に係る提案）を求め、これらについて意見交換を行う「対話型市場調査」を行った。

その後、対話型市場調査の結果を踏まえた課題の検証を行うとともに、民間事業者と事業の実現に向け、継続的に意見交換を実施してきた。

【基本計画等の概要】

	地区整備の基本的な考え方	導入機能
宇都宮駅東口地区整備基本計画	既存産業の振興や新たな産業の集積，本市と国内外との情報交流の促進や賑わい創出に資する施設の整備	<p>【開発の核となる機能】</p> 業務，産業振興，広域交流（コンベンション施設），高度情報発信，学術，宿泊
宇都宮駅東口地区のまちづくりについて（提言書）	地域経済の活性化に資する産業拠点の形成や情報の受発信拠点の形成，多様で広域的な交流空間の創出，交通結節機能の強化	<p>【本地区の魅力を更に高めるための機能】</p> 商業，生活利便，居住
J R 宇都宮駅周辺地区整備調査特別委員会報告書	交通結節機能の強化，官民連携，環境に配慮，景観・アメニティに配慮，自転車のまち宇都宮を考慮	<p>【中核機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シティセールス機能 ⇒ コンベンション施設 ・ 賑わい創出機能 ⇒ 商業，業務，宿泊，交流広場 <p>【補完機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業振興機能， ・ 市民サービス機能
		方針の策定に向けた検討事項として，費用対効果の高い施設内容の検討や公民連携，民間ノウハウの活用，防災や景観等への配慮など

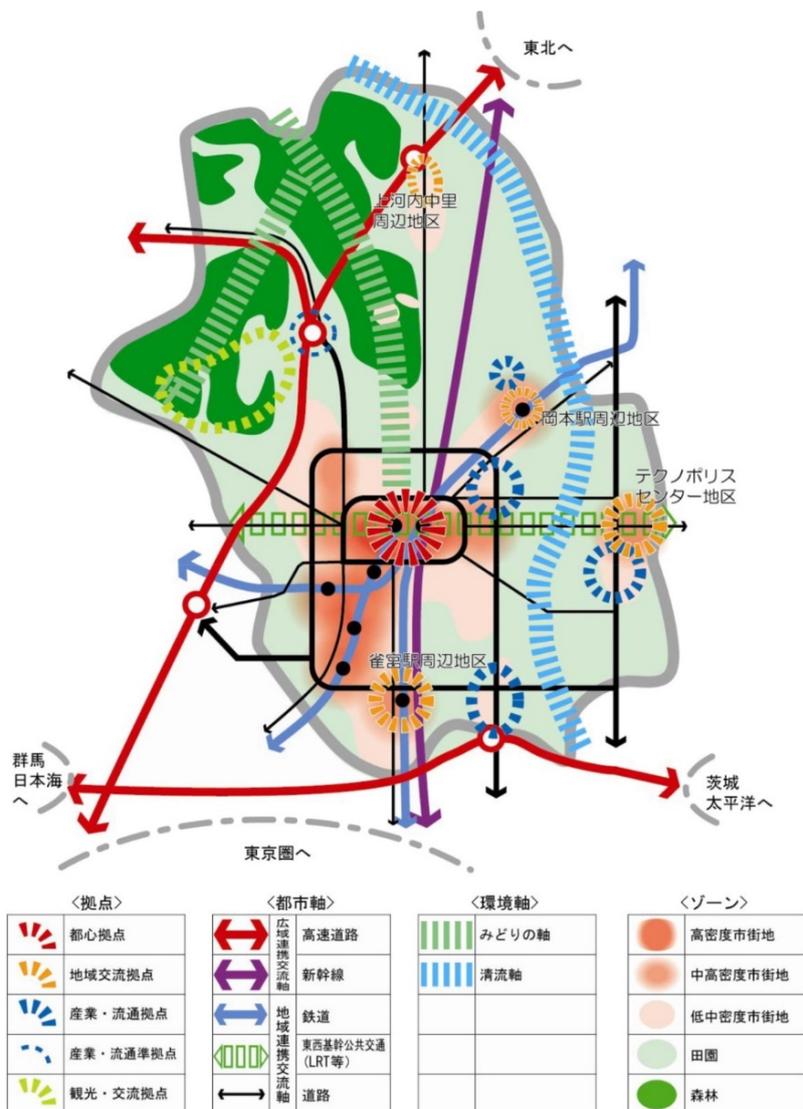
【対話型市場調査 結果概要】

<p>○ 参加事業者</p> <p>7社（事業用地活用事業者：5社，中核施設の運営主体：2社）</p> <p>○ 提案の概要のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業用地活用提案としては，大型商業施設を核にコンベンション機能を含め，全てを民間が事業主体となって整備する提案と，住宅を核にホテルや業務など多様な機能で構成するが中核施設（コンベンション又はアリーナ）は公共が整備する提案の2つに大別 ※ 大型商業施設の立地に伴う周辺への影響などが課題となった。 ・ 中核施設について，スポーツイベントやコンサートなど興行利用を主な催事とするアリーナ施設は，全国での施設整備事例が乏しいことや，本市での各種イベント需要の見込みが立たないことから，事業成立が困難であることを確認

(2) 第2次宇都宮市都市計画マスタープラン

将来の都市像の整備の方向性として、ネットワーク型コンパクトシティの形成を進めるために、「安心して快適に住み続けられる都市」・「活力・魅力を創造し続けられる都市」・「快適で安全に移動できる都市」・「環境と共生した都市」の4つを都市づくりの目標として設定している。

宇都宮駅東口地区を含む中心市街地においては、商業業務機能や行政機能、交流機能をはじめとした諸機能が集積する「都心拠点」として位置付けられ、都心拠点については、複合的で高度な土地利用を促進し、魅力ある空間形成などにより、広域的に人、もの、情報が集積・交流する本市の顔となるまちづくりを図ることとしている。



(3) 宇都宮市都心部グランドデザイン

「高次な都市機能を備えた賑わいと多様性のあるまち」の実現に向け、「魅力ある都心部の形成をリードする中心地区＝センターコア※¹」と「北関東、さらには全国的なネットワークの拠点としての役割を担うJR宇都宮駅周辺地区＝JRコア※²」を核に据えることとされた。「JRコア」であるJR宇都宮駅周辺地区は以下のとおり位置付けられている。

※1：センターコア

魅力ある都心部の形成をリードする中心地区の賑わいの拠点として、「商業機能」、「交流機能」の充実を中心に、新たに、「市民サービス機能」、「住居機能」等の集積を図る。

※2：JRコア

JR宇都宮駅周辺地区を新都市拠点として、「業務機能」、「情報機能」、「交通結節機能」の充実を中心に、新たに、「コンベンション機能」、「産業支援機能」等の集積を図る。

【JR宇都宮駅周辺地区】

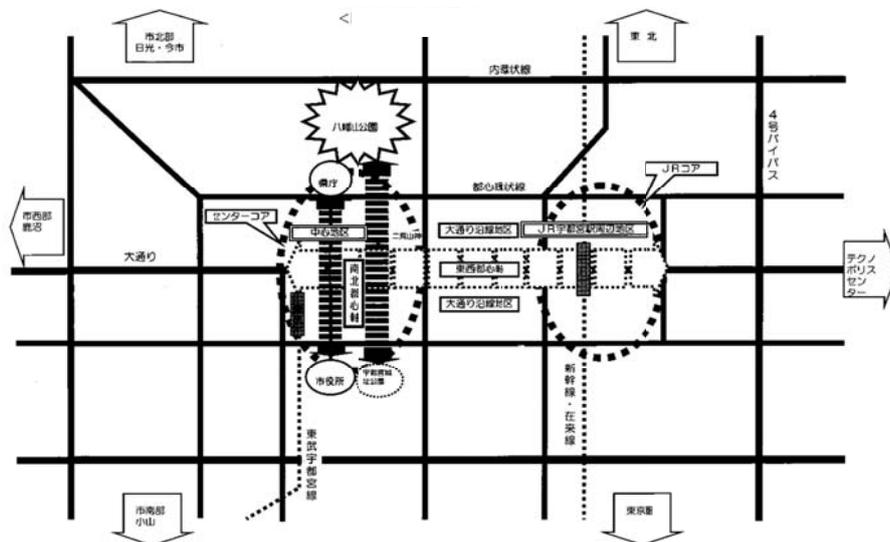
宇都宮の産業や生活文化の発展を支える都市部の核として位置づけられ、駅東西の連携に配慮しながら、広域的な産業・業務・生活・文化などの交流を促進する都市拠点の形成を目指す。

駅東口地区

テクノポリス等の高度技術産業ゾーンの玄関口に位置することを踏まえ、国際、全国的な中枢機能として、宇都宮、さらには関東北部地域で創造された「もの・技術・情報」を全国・海外に発信するとともに、21世紀における新しい都市拠点の形成を目指す。

駅西口地区

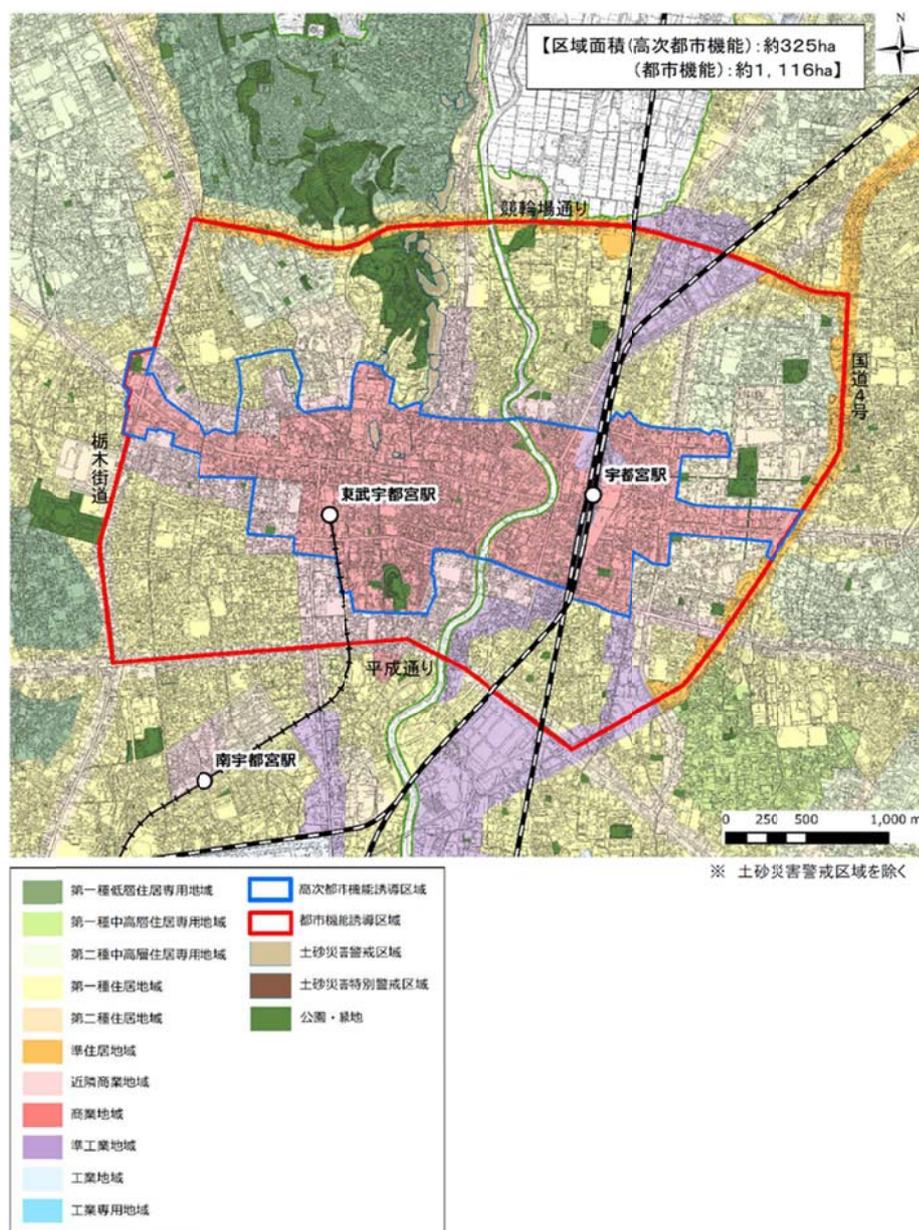
関東北部、さらには全国と中心地区との接点に位置する条件を踏まえ、広域に対応した本市の玄関口として中心地区との連携を図りながら、広範な地域を対象とする質の高い高次な都市機能の導入により、広域交流拠点の形成を目指す。



(4) 宇都宮市立地適正化計画

ネットワーク型コンパクトシティを具現化していくために、公共交通ネットワークの構築との連携を図りながら、居住や医療・福祉、子育て支援、商業などの都市の生活を支える機能の立地誘導によりコンパクトなまちづくりを推進している。

宇都宮駅東口地区は、中心市街地等を含む約325haの高次都市機能誘導区域の中に位置付けられており、低未利用の大規模公有地等を活用し、民間活力を生かしながら、拠点形成や都市の生活利便性を高めるため、大規模商業施設や病院・大学、コンベンション施設などの高次で多様な都市機能の集積を求められる地区となっている。

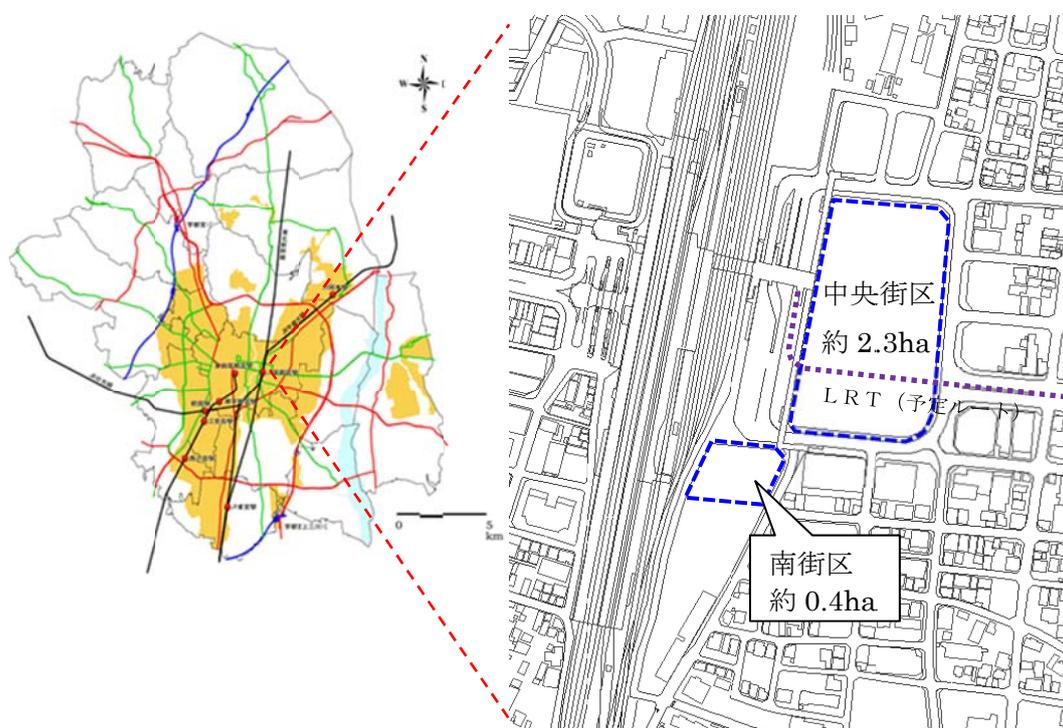


第2章 本地区の現況

宇都宮駅東口地区の事業用地は、市内の交通利便性が高い土地の中においても、数少ない大規模な面積を有する敷地となっている。

また、今後のLRT整備により、更なるアクセス性の向上など集客力が高まることで、様々なビジネス機会の創出や交流人口の大幅な増加が見込まれ、本地区の拠点性がより高まることが期待されている。

【事業対象用地】



項目	内容
所在地	栃木県宇都宮市宮みらい1及び2の一部
敷地面積	中央街区 23,042㎡ 南街区 4,024㎡
駅からの距離	宇都宮駅改札口から約200m
用途地域	商業地域
防火地域	中央街区：防火地域 南街区：準防火地域
容積率・建ぺい率	中央街区：600%，80% 南街区：400%，80%
その他地域地区	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮駅東口地区地区計画（交流広場など） ・宇都宮市景観計画における景観形成重点地区

第3章 本地区のまちづくりの基本方針

1 地区整備の基本方針

(1) コンセプト

「うつのみやの未来を拓く新たな魅力の創造・交流と賑わいの拠点」

宇都宮駅東口地区は、広域交通及びL R Tの起点となる域内交通の要衝であるとともに、本市に残された開発ポテンシャルの高い、貴重な市有地であることから、公共と民間が適切な役割分担の下、「人・もの・情報」などの交流と賑わいの創出、これによる地域経済の活性化や都市の魅力向上などに資する多様で高次な都市機能の導入を図ることにより、新たな都市拠点の形成を目指す。

また、県都の顔である宇都宮駅東口地区全体を象徴的な都市空間とするため、宇都宮駅やL R Tの停留場と中央街区等との連続性のある空間の確保、L R Tの乗入れ空間を含め、地区全体を統一感のある空間として形成するなど、L R Tとの一体感の醸成を目指す。

さらに、周辺街区や他の施設との連携などにより、より大きな規模の催事開催や多くの集客などを可能とする開発効果の高い地区整備を目指す。

(2) 本地区のまちづくりのテーマ

本地区のまちづくり基本方針の実現に向け、時代の潮流や市民生活を取り巻く環境の変化、市民の価値観の変化などを考慮し、以下の4つのテーマを基本に地区整備を進める。

ア 交流と賑わいの創出

社会環境の変化や、多様化する市民ニーズに対応するため、多様な都市機能を導入し、広域からの人・もの・情報の集積や交流人口の拡大を図るとともに、新たな拠点にふさわしい恒常的な賑わいの創出を図る。

イ 県都の顔となる魅力ある都市空間の形成

- ・ 県都の顔にふさわしい風格や魅力を備えるため、周辺街区、宇都宮駅やL R Tの停留場を含め、交流広場や立地施設、L R Tの導入空間などにおける歩行者動線などの連続性や景観の調和を図るなど、一体感が醸成された都市空間の形成を目指す。
- ・ 本市の知名度やブランド力の向上を図るため、地区整備に当たっては、地域資源である大谷石などを積極的に活用し、本市の魅力の発信に努める。

ウ 環境負荷の低減

低炭素化を促進するため、交流広場などの積極的な緑化、立地施設の省エネルギーや自然エネルギーの活用など、環境負荷の低減に効果のある施設・設備の導入に努める。

エ 安心して快適なまちづくり

- ・ 来街者等の安全を確保するため、地域防災計画等と整合を図りながら、施設の耐震性や災害時における帰宅困難者の一時的な避難スペースの確保に努めるとともに、県下最大の繁華街に隣接する地区であることなどを考慮し、防犯に配慮した地区整備に努める。
- ・ 子どもから高齢者まで、全ての人が快適に本地区を訪れることができるよう、ユニバーサルデザインに配慮した地区整備に努める。

2 導入機能の基本的な考え方

本地区への導入機能としては、地区整備の基本方針を踏まえ、以下のとおり設定する。

(1) 本地区の開発の核となる機能

交流と賑わいの創出に資する機能とする。

⇒ コンベンション*施設、交流広場、商業施設、業務施設、宿泊施設などを想定

(2) 核となる機能との相乗効果を図るための機能

核となる機能との相乗効果を図り、本地区の魅力をもっと高める機能とする。

⇒ 医療施設、福祉施設、駐車場、駐輪場などを想定

※ コンベンション

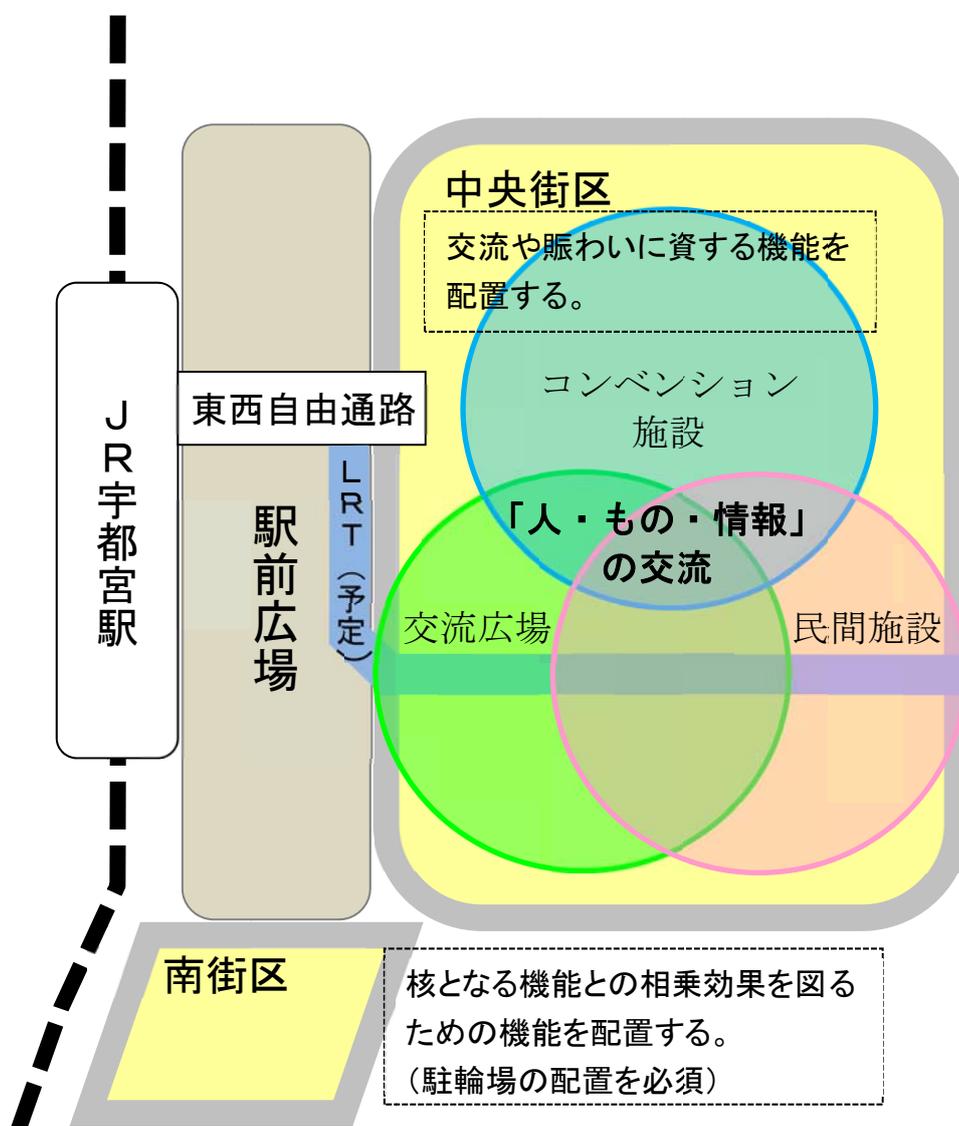
- ・ 一般的には「人が日常的に共通の目的を持って、一定の場所に集合する催し」を指す。具体的には、会議（私企業による会議や学術組織などによる学術集会、研究発表会、業界団体の年次総会などを含む。）やセミナー、研修会、展示会などを指すことが多い。（広義では、コンサートやスポーツイベントまでを含めることもある。）
- ・ 近年では、狭義のコンベンションではなく、大規模な国際会議から、小規模な企業ミーティング、報奨旅行（インセンティブ旅行）、各種イベント、見本市・展示会を包含する広範囲の概念を示すM I C E（Meeting Incentive (Travel) Convention Event 又はExhibition）として捉えている。

3 機能配置の考え方

多様な機能の導入やLRTとの一体感の醸成などを図るため、民間事業者のノウハウや自由な発想を生かした施設配置を基本とする。

※ 今後の民間事業者の施設計画提案を踏まえながら、本市のまちづくりの視点から、容積率の緩和や地区計画で定める広場1号（交流広場）の配置など、都市計画の変更を予定する。

【機能配置イメージ】



第4章 公共施設整備の基本方針

1 公共施設の基本方針

多くの集客や多様な催事開催による経済波及効果の発生，都市の魅力向上等に資するコンベンション施設を整備するとともに，宇都宮駅やL R T利用者，来街者の滞留の場となり，コンベンション施設等との一体的な利用を可能とするための交流広場，宇都宮駅等の利用者やコンベンション施設利用者のための駐車場，駐輪場を整備・確保する。

【公共施設の整備内容】

(1) 核となる機能

ア コンベンション施設

① 整備の方向性

本市での需要が見込まれる学会，展示会，発表会等の開催を通じたビジネス機会の創出などの産業振興，催事参加者の消費活動などによる地域経済への効果の発生，音楽発表やコミュニティ活動など，多様な市民活動による地域の活性化，市民の最先端技術に触れる機会の提供や世界レベルの催事開催による都市の魅力・競争力の向上に資する施設とする。

② 想定する規模・仕様

需要が見込まれる学術会議や展示会等に対応できるよう，2千人規模程度の催事の開催に対応可能な施設とする。

※ 想定する主な諸室構成や規模については，以下のとおり。

諸室	規模
大ホール	2,000人程度収容
中ホール	700人程度収容
大会議室	300人程度収容×2室
小会議室	50人程度収容×10室
合計延床面積：約13,000㎡を想定	

イ 交流広場

① 整備の方向性

コンベンション施設と連携したイベント開催を可能とするとともに，駅やL R T停留場，宇都宮市道1525号線や各施設などへのスムーズな歩行者動線の確保，L R T停留場等との連続性を確保した広場とする。

② 想定する規模等

5, 000平方メートルの確保を基本とする。

※ 形状等については，民間事業者のノウハウや自由な発想を生かすため，民間事業者からの施設計画提案を踏まえ，決定する。

(2) 相乗効果を図るための機能

ウ 公共駐車場

① 整備の方向性

駅等の利用者やコンベンション施設利用者のための駐車場を確保する。

② 想定する規模等

駅利用者のための既存駐車台数とコンベンション施設やLRTなどの利用者を想定し，160台分を確保する。

エ 公共駐輪場

① 整備の方向性

駅等の利用者やコンベンション施設利用者のための駐輪場を確保する。

② 想定する規模等

- ・ 既存（南街区）の駐輪台数とコンベンション施設やLRTなどの利用者を想定し，2,500台分を確保する。
- ・ 地区内での交通事故抑制などの観点から，南街区に整備する。

オ 歩行者デッキ

① 整備の方向性

事業者決定後の施設計画等を踏まえ，民間事業者と費用負担など役割分担について協議し，歩行者の安全性や利便性の確保が必要となる場合に整備することを基本とする。

② 想定する規模等

今後の施設計画等を踏まえ決定する。

2 施設整備の考え方

(1) コンベンション施設，駐輪場，交流広場

市民サービスの向上や，効果的な管理・運営が実現可能な施設整備に向け，歩行者動線や意匠，機能連携など，民間施設等との一体性の確保を図るため，民間事業者が全ての立地施設の設計，施工を一括して実施することを基本とする。

※ コンベンション施設は分棟整備を基本とし，南街区に配置予定の駐輪場は土地の高度利用を図るため，民間施設との合築も可能とする。

(2) 駐車場

当地区の立地特性上，駐車場は高い収益性が期待できること，また，利用者の利便性向上の観点から，民間事業者が提案する施設の附置義務駐車台数と本市の必要駐車台数を合わせた施設を民間事業者が整備・運営（独立採算）することを基本とする。

(3) 共通事項

施設整備に当たっては，地域資源である大谷石などの活用，緑化など環境負荷の低減に努めるとともに，駅等の利用者の安全性や快適性などに配慮する。

第5章 民間施設誘導の基本方針

1 民間施設の基本方針

市民の多様なニーズに対応するとともに、県都の新たな顔にふさわしい多様な魅力の高い民間施設の誘導を目指す。

【民間施設の想定内容】

(1) 核となる機能

ア 商業施設

- ・ 消費者の購買動向やニーズの変化を的確に捉えた特色と魅力あふれる多様なサービス（様々な時間、空間、体験など）を提供する都市型施設の誘導を目指す。
- ・ 商業施設の規模については、これまでの当地区のまちづくりに関する検討経過や県下最大のターミナル駅の駅前広場に隣接する立地を踏まえ、延床面積4.3万平方メートル程度、店舗面積1.8万平方メートル程度の範囲内とすることを基本とする。

イ 宿泊施設

コンベンション施設との連携により、より高い集客や魅力的な催事の開催が可能となるなど、相乗効果が図られるとともに、観光客や来街者のくつろぎや安らぎの空間として、質の高いサービスを提供する宿泊施設の誘導を目指す。

ウ 業務施設

本市の東部地域に広がる高度技術産業ゾーンの玄関口に位置するとともに、LR Tの起点であり、東北新幹線が停車する駅の隣接であることなどから、企業活動の場となる業務施設の誘導を目指す。

(2) 相乗効果を図るための機能

- ・ 市民の健康で豊かな生活を支えるため、宇都宮市立地適正化計画に定める都市機能誘導施設立地促進補助金の対象施設となる医療施設や福祉施設など、質の高い市民サービスを提供する施設の誘導を目指す。
- ・ 民間提案に基づく民間施設利用者のための駐車場・駐輪場を確保する。

2 施設誘導の考え方

- ・ 民間施設は、より優れた提案が行われるよう、提案の自由度を高め、民間事業者のノウハウを最大限活用することを基本とする。
- ・ 施設整備に当たっては、地域資源である大谷石などの活用、緑化など環境負荷の低減に努めるとともに、施設利用者等の安全性や快適性などに配慮する。

第6章 地区の管理・運営の考え方

本地区の利用者にとって利便性が高く、安全・安心で魅力あるまちであり続けられるよう、公共と民間の一体的な協力の下、以下のような地区の管理運営の仕組みを目指す。

- ・ 長期的な視点に基づき、常に魅力の高い快適な空間を提供するなど、持続的かつ安定的な地区の管理運営に努める。
- ・ コンベンション施設や交流広場などの公共施設は、民間活力の積極的な導入を図り、民間施設との機能連携や相乗効果の発揮に努める。

第7章 今後の事業者募集に向けて

本事業の実施に当たっては、民間事業者の事業参画の促進、市の財政負担の軽減等が重要となることから、以下のとおりの事業手法を基本とする。

1 事業手法の基本的な考え方

- ・ 民間施設の土地利用は、定期借地方式を基本とする。
 - ※ ただし、南街区については、民間事業者の事業参画の促進を図るため、施設提案に応じて土地の一部売却を認める。
- ・ 公共施設と民間施設の一体的な整備を実現するため、事業実施において求められる要素は、次のとおり。
 - 施設整備コストの削減を図ること
 - 維持管理と運営の効率化を図ること
 - 施設機能及び構成、デザインの一体性を確保すること
 - 事業としての成立と継続リスクの低減を図ること
- ・ これらに対応するためには、事業全体の設計、建設、維持管理、運営の業務を一体的に実施できる方法が有力となる。

2 事業手法

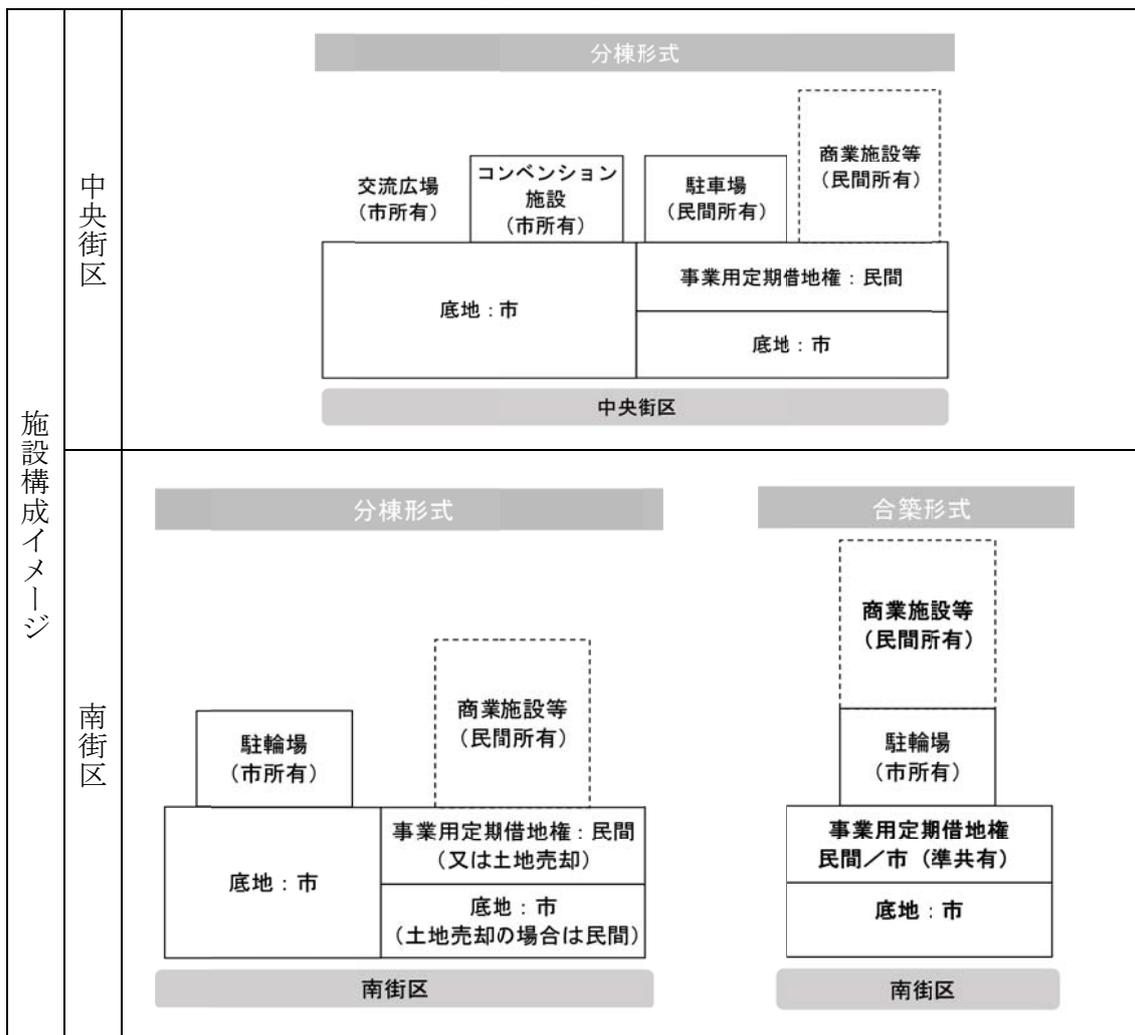
(1) 中央街区

中央街区における事業については、事業用敷地に定期借地権を設定し、民間施設（商業施設等及び駐車場）を所有・運営する事業者へ土地を貸し付ける。

(2) 南街区

南街区における事業については、事業用敷地に定期借地権を設定し、民間施設（商業施設等及び駐車場）を所有・運営する事業者へ土地を貸し付ける、又は、事業用敷地を一部売却する。

表 1 本事業の事業スキーム



3 事業者の選定等

(1) 事業者の募集

ア 募集方式

民間事業者の優れた提案を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式を採用する。

① 応募者の定義

応募者とは、本事業に携わる複数の企業で構成するグループ又は法人（SPC※）とする。

※ 本事業のみを実施する特定目的会社

〔会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社とする。〕

② 応募者の構成員

公共施設を設計・建設する企業，民間施設を所有・運営する企業，コンベンション施設を管理・運営する企業等とする。

イ 構成員の資格

事業の実現性，継続性を担保する観点から，事業の実施に必要となる知識，経験，資格，資力，信用などを有することを要件とする。

※ 地域経済活性化の観点から，地元企業を積極的に活用する。

ウ 審査方法

今後，設置を予定する（仮称）事業者選定委員会において，本市のまちづくりへの貢献など，提案書に記載された「定性的事項」及び事業用地の提案貸付料や地区整備による集客規模等の開発効果などの「定量的事項」の審査を実施し，総合的な評価を行う。

エ 契約方法

① 基本協定

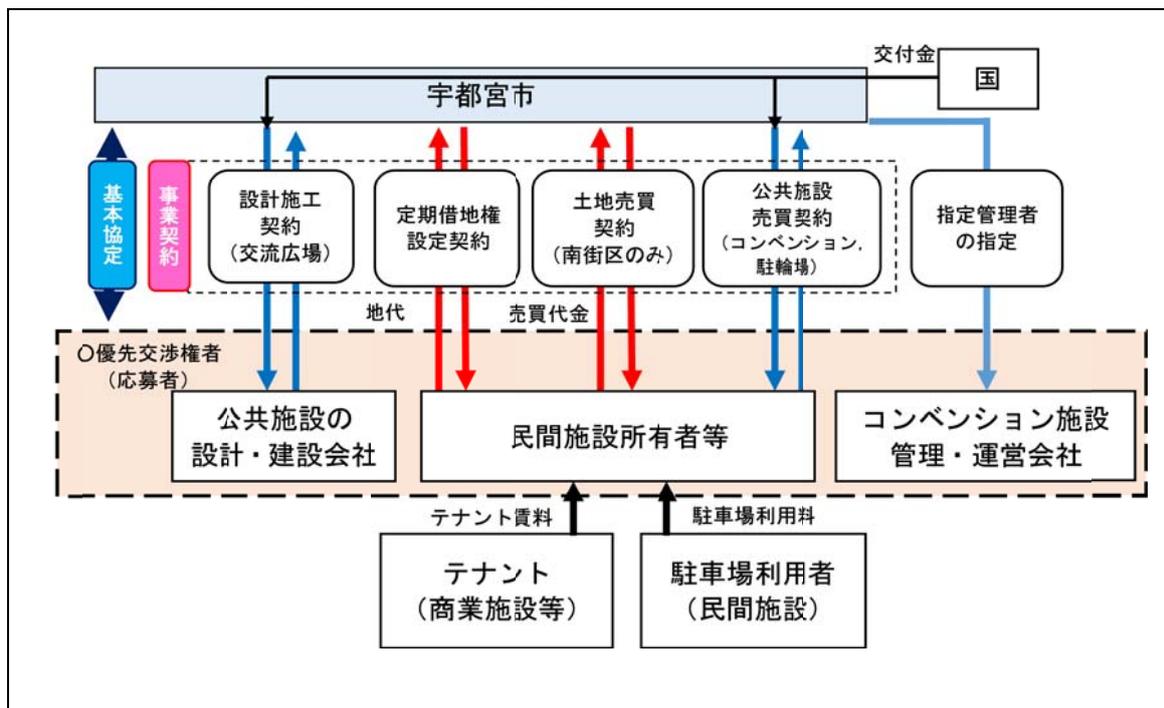
優先交渉権者の決定後，速やかに，市と優先交渉権者は，事業契約等の締結に向けた双方の協力義務等を定めた基本協定を締結する。

② 事業契約

- ・ 基本協定の締結後，市は，優先交渉権者がグループの場合は，この構成員のうち公共施設を設計・建設する企業及び民間施設を所有・運営する企業と施設整備における業務分担やリスク分担等に関する事項を規定する事業契約を締結する。
- ・ また，優先交渉権者がSPCの場合は，このSPCと事業契約を締結する。

※ 構成員であるコンベンション施設管理運営会社又はSPCとは，指定管理者の指定に関する議会の議決後，協定を締結する。

表2 事業スキーム（応募者がグループの場合の概念図）



4 市と民間事業者の業務分担

想定される市と民間事業者の業務分担については、以下の業務分担表のとおりとする。なお、詳細については、募集要項と併せて公表される予定の要求水準書において示す。

表3 業務分担歩表

主要分類	主な業務項目	業 務	
		市	事業者
設計, 建設業務	公共施設部分の性能規定	○	
	設計業務		○
	各種調査等		○
	設計業務		○
維持管理業務	工事監理業務		○
	建設業務		○
維持管理業務	公共施設の維持管理	○	
	民間施設の維持管理		○
運営業務	公共施設の運営 ※	○	
	民間施設の運営		○

※ 公共施設の維持管理・運営業務は、指定管理者等による運営を想定

5 想定スケジュール

民間事業者募集は、以下のスケジュールで実施することを予定する。

項 目	予定時期
募集要項等の公表	平成30年 3月 2日 (金)
提案書の受付	平成30年 5月 末
応募事業者のプレゼンテーションの実施	平成30年 6月 ~
優先交渉権者の決定	
基本協定の締結	平成30年 7月 ~
事業契約等の締結	